

別紙 1

周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セット  
サービス業務等に関する仕様書

1 業務名

周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務

2 概要・目的

本業務は、周防大島町立東和病院において、飲食物、日用品及び衛生材料等の販売を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間とする。

(営業開始日は、令和 6 年 2 月 1 日 (木) とする。ただし、当該日前に営業できる場合は、この限りでない。)

4 履行場所

山口県大島郡周防大島町大字西方 5 7 1 番地 1

① 売店 周防大島町立東和病院東棟 1 階

② 飲料自動販売機	東棟 1 階中央エレベーター前	2 台	
	東棟 2 階ホール	1 台	
	東棟 3 階ダイルーム	1 台	
	西棟 2 階ホール	1 台	計 5 台

5 病院の概要

【開設者】 周防大島町長 藤本浄孝

【開設日】 平成 16 年 10 月

【院長】 足立淳

【所在地】 山口県大島郡周防大島町大字西方 571 番地 1

【許可病床数】 99 床 (一般病床 45 床療養病床 54 床)

【診療科目】 内科、外科、循環器科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科

耳鼻咽喉科、発達小児科、リハビリテーション科、放射線科

【看護配置基準】 一般病棟 13 対 1

【施設の概要】 敷地面積 9,273.17 m<sup>2</sup>

項目			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入院	入院患者数	人	20,569	19,273	18,871
	一日平均患者数	人	56.35	52.80	51.70
外来	外来患者数	人	22,482	20,089	20,290
	一日平均患者数	人	92.52	83.01	83.50

## 6 売店業務の概要

### (1) 店舗等の面積

東棟 1 階 12.08 m<sup>2</sup> (床面積)

### (2) 店舗の場所等

周防大島町立東和病院 1 階平面図 (別紙 1 - 2) 及び周防大島町立東和病院売店設備配置図 (別紙 1 - 3) のとおり

### (3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

### (4) 休業日

土曜日・日曜日・祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日

### (5) 運營業務内容

ア 施設内売店の企画・設置

イ 施設内売店及び自動販売機の管理・運営

ウ 施設内売店運営に必要な仕入業務など一切

エ 入院セットに関する物品の在庫管理及び発注・納品業務

### (6) 運營業務内容に関する条件

#### ① 販売品目

食品、菓子、飲料、日用雑貨、病院で使用している衛生材料等

※販売品目は協議の上、追加及び削除など必要に応じて変更出来るものとする。

※販売品目で危険物及び危険と思われる商品については、店頭陳列をしないものとする。

#### ② 取扱禁止品目

酒類、タバコ、成人向け図書、その他病院が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。

#### ③ ごみ処分

売店運営で発生した事業ごみについては、関係法令を遵守し処分すること。

## 7 出店に当たっての留意事項

- (1) 売店運營業務の概要に示す営業日、営業時間、販売品目等については、病院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については出店を希望する事業者から提案された企画提案書に基づき病院と協議の上、決定すること。
- (2) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに病院と協議すること。
- (3) 店内はもとより、物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めること。
- (4) 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供する等、可能な限り協力すること。
- (5) 食中毒等の防止には万全を期すこと。
- (6) 使用財産を転貸し、又は使用权を譲渡しないこと。ただし、病院の承認を得た場合には、この限りでない。
- (7) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- (8) 売店従業員の駐車場・駐輪場及び職員用トイレ等の使用は許可する。
- (9) 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は出店事業者が行うこと。
- (10) 感染症に対して病院が実施する感染予防策（消毒液の設置、施設内での飲食禁止等）について協力すること。

## 8 使用料の徴収

周防大島町病院事業局使用料及び手数料徴収条例（令和元年6月26日条例第13号）第5条の規定に基づき、徴収する使用料は光熱水費を含め全額免除とする。

## 9 費用負担

- (1) 業務（出店）に当たり必要な改装や、設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等にかかわる費用は、病院の負担とする。
- (2) 業務の有効期間が終了した場合又は期間の途中で業務を廃止した場合における撤収費用及び原状回復に係る費用は、使用者の負担とする。
- (3) 外線電話を設置する場合は使用者にて設置する。外線電話使用料についても使用者負担とする。
- (4) 病院側の事由により改装等が生じた場合の費用負担区分は、病院と使用者で協議して決めるものとする。

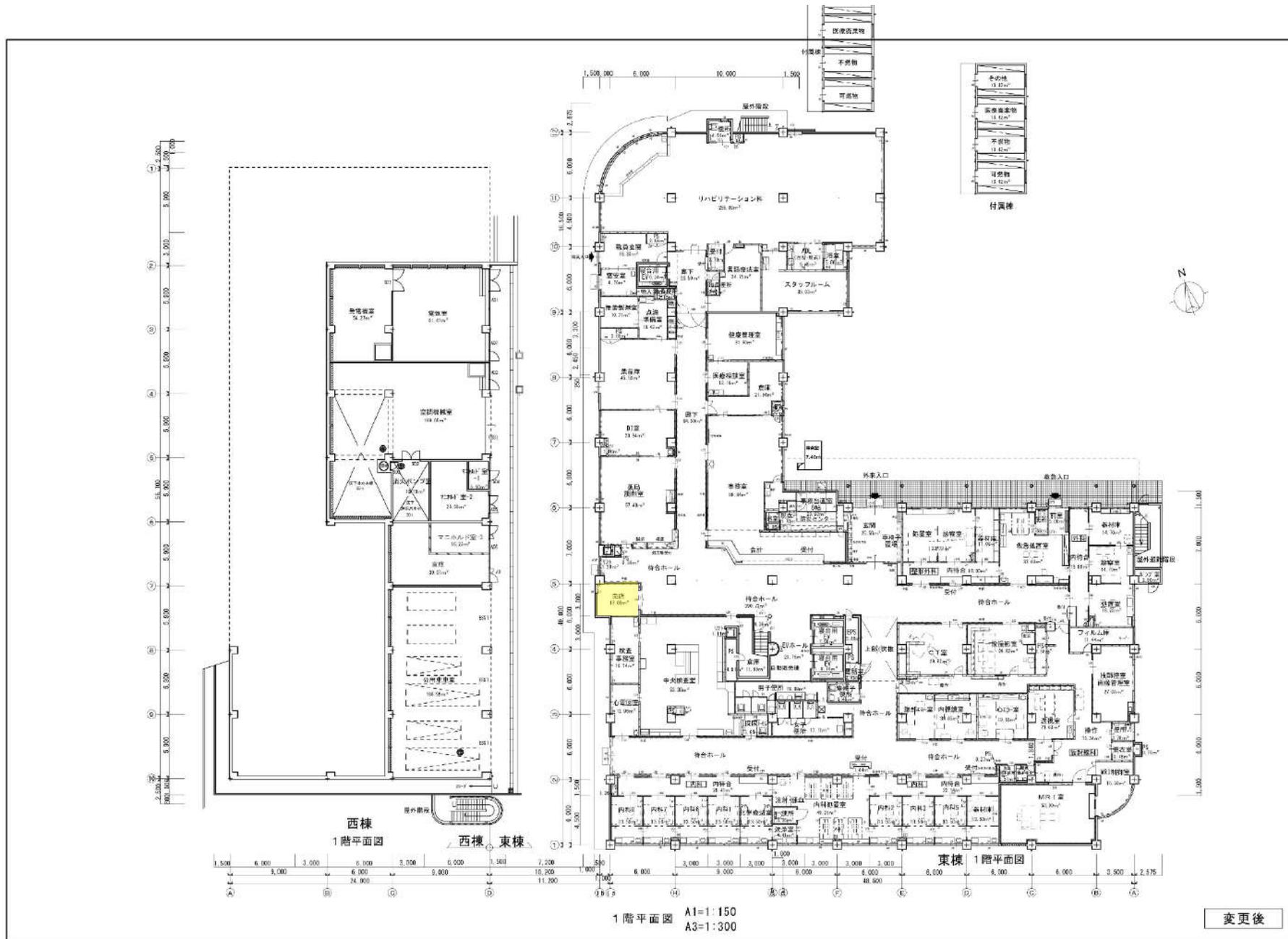
## 10 運営上の基本条件

- (1) 病院が使用財産の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。

- (2) 使用財産の保全のため、立入または現地調査を拒んではならない。
- (3) 使用者は、故意または過失により当該使用財産を滅失、棄損または汚損など原形を変形してはならない。
- (4) (3) の条件に違反したときは、当該使用財産の原状回復または損害賠償を命ずることがある。
- (5) 店舗での住込みは行わないこと。
- (6) 店舗内で常駐する従業員には、病院における売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須）ことはもとより、利用者に対し親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、受託者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (7) 衛生材料等、病院からの販売依頼があった場合は、迅速に対応し、利用者の利便性の向上に努めること。
- (8) 使用者は、業務上知り得た利用者の個人情報等を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後も遵守しなければならない。
- (9) 本業務に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。
- (10) 食中毒等万一事故が起きた場合には、使用者の責任において対応し補償等行うものとする。

## 1 1 その他

本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。



(別紙1-3)

※各寸法は実測値

